及川　眞吉　片山　勇
高田　秀二　高橋　徳二
中村　佳男　野口　一夫

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上二月六日）
（高知大学名誉教授）
従四位に叙する
桑原　富雄

正五位に叙する（各通）

正八位
青木　和夫　阿部　準男
樫山　友英　澤津川　稔
西山美代治　舛田　次雄

正八位に叙する（各通）

大谷　長久　岡本　弘文
金井　貞一　鯨井　利子

正八位
高橋久太郎
原　俊一郎

従六位に叙する（各通）

椙松　國章　蔵田　榮治
柴田　雅行　高橋與四郎
庭本　正一

正七位に叙する（各通）

川上　國勝　河村喜代人

従七位に叙する（各通）（以上二月七日）
（千葉大学名誉教授）
正四位に叙する
（鳥取大学名誉教授）
伊東きぬゑ
竹内　清秀

従四位に叙する（各通）

伊原　宏一　徳應　寛

従五位に叙する（各通）

正八位
曽木　重忠

正六位に叙する

圦　四郎　大道　榮一
近藤　宏　野田　眞澄
結城　萬藏

従六位に叙する（各通）

田中　清司　田邊　文夫

正七位に叙する（各通）（以上二月八日）

金井　隆　坂口　繁則
月野　與　横内　宏之

正五位に叙する（各通）

告　茂男　西山　定弘

正六位に叙する（以上二月九日）
（三重大学名誉教授）
正四位に叙する
（大阪大学名誉教授）
西端　昭楠　植村　稔
山崎美智枝　佐賀　二郎

従四位に叙する

井上　博　木村喜代治
太田　包　川原　次郎
熊谷壽太郎

正五位に叙する（各通）

岡澤　新吾　玉田　照雄
中島　睦夫　石井　米雄
由里　武　秋田　福信
吉田　俊文　蜂谷　賢

従五位に叙する

加藤　明　野崎　邦平
菅野　八郎　大田垣　勲
長谷川忠通　小高　敬
森部　等　下山欽一郎

従六位に叙する（各通）

黒子榮之助　横山　善藏
中澤　信雄　加藤　泰
高田　秀二
中村　佳男

正六位に叙する（以上二月十日）

安保　直藏　鹿田　一三
金田　曉　井形　文三

従六位に叙する（各通）（十一月十一日）

（京都大学名誉教授）
従四位に叙する
小畑　文一　東　泰次

従六位に叙する（以上二月十一日）

大谷　長久
阿部　準男
金井　貞一
蔵田　榮治
柴田　雅行
高橋久太郎
中島　睦夫
西山美代治
森部　等

正七位に叙する（二月十三日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける（十一月四日）

梅林　勝一　岩田　敏男　甲藤　佳郎
越智　市郎　大月　一清　木下　祐雄
金平　忠昭　北岡　敏幸
小室　佳男　佐藤　昭
中野　孟　瀧本　壯治
戸次　亨　端　久雄　藤田　末任
矢野　徹　山口　哲
山田　利矢

旭日小綬章を授ける

井上　忠夫　伊藤　和孝
力石　堅嗣　金井　隆
武田　元一
越智　市郎　栃原　智治
真野　五郎

旭日双光章を授ける（各通）

小森　康司　冨岡冨二夫

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月五日）

岡井　主税　増井　啓司
松本　利一　渡邊南海雄

旭日単光章を授ける（各通）（二月六日）

入佐　三郎　兼頭　勉
土井川善光

旭日単光章を授ける（各通）（二月七日）

齋藤　斌　高山啓一郎　知念　順榮
寺井　勇吉　東郷　省平　松崎　善三
湯地　定夫　吉川　耕治　吉田　淳爾
若槻　愼二

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月四日）

瑞宝双光章を授ける（各通）

（栃木県警部）
（准陸尉）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月五日）

玉川　勲

瑞宝小綬章を授ける（各通）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月六日）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月七日）
（千葉大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける

伊原　宏一

瑞宝小綬章を授ける

加藤　清昭
田中　清司
山根　士郎

瑞宝双光章を授ける（各通）

野田　眞澄

瑞宝単光章を授ける（以上二月八日）

梅野　宏

瑞宝小綬章を授ける

西山　定弘

瑞宝双光章を授ける（以上二月九日）

岡田　寛

瑞宝小綬章を授ける

片山　和夫　川原　次郎

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月十日）

秋田　福信

瑞宝双光章を授ける（二月十二日）

蜂谷　賢

瑞宝双光章を授ける（二月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギリシャ国大統領カロロス・パプーリアス閣下の大統領再任につき、三月十二日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年2月26日

国土交通大臣　前原　誠司

1　監督命令をした年月日　平成22年2月26日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　財団法人日本建築設備・昇降機センター　東京都港区虎ノ門1丁目13番5号　理事長　宮地　謙一
3　監督命令の内容　指定確認検査機関が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を指定確認検査機関内に徹底するための業務改善計画書を平成22年3月31日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　建築計画について、担当した確認検査員が構造審査において、申請者に対して訂正等の指摘をした事項への対応結果について十分に確認をせず審査を進めた結果、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項に適合しない手続きを看過し確認済証を交付した。